宗像市建設工事中間前払金取扱要領

（趣旨）

1. この要領は、宗像市が発注する建設工事における、当該工事の材料費等に相当す

　る額として必要な経費について、当該契約金額の４割を超えない範囲内で既に支出して

いる前払金に追加して、当該契約金額の２割を超えない範囲内の前払金（以下「中間前

払金」という。）を支出するために必要な事項を定めるものとする。

（要件）

第２条　中間前払金の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。 (1) 契約金額が３００万円を超えており、かつ、工期が３ヶ月以上であること。

(2) 既に前払金を支出していること。

(3) 工期の２分の１を経過していること。

(4) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工

事に係る作業が行われていること。

(5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の２分の１以上の額に相

当するものであること。

（対象経費の範囲）

第３条　中間前払金の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の

賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、

支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

（割合等）

第４条 中間前払金の割合は、契約金額の１０分の２以内とし、中間前払金を支出した後

の前払金との合計額が契約金額の１０分の６を超えてはならないものとする。

第５条 継続費及び債務負担行為に係る契約で、前払金を各年度の出来高予定額に対して

支払うものについては、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として中間

前金払をすることができるものとする。

（部分払との併用）

第６条 中間前払金は、部分払と併用できないものとする。ただし、２ヵ年度以上にまた

がる契約にあっては、各会計年度末における部分払はできるものとする。

（認定方法）

第７条 中間前払金の認定については、中間前払金の請求をするため、認定を受けようと

する受注者から、認定請求書（様式第１号）及び工事履行報告書（様式第２号）を工事

担当課へ提出させるものとする。

２ 　工事担当課長は、受注者から中間前払金に係る認定の請求があったときは、第２条に規定する要件を満たしているかの調査をするものとする。

３　 工事担当課長は、認定に係る決裁をし、その結果を認定調書（様式第３号）により受注者へ通知するものとする。

（認定及び支払の期間）

第８条 　中間前払金に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提

出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを

除き、当該請求を受けた日から７日以内に認定結果の通知を行うものとする。

２ 　中間前払金の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から１４日以内に当

該支払を行うものとする。

（保証証書）

第９条 　受注者から中間前払金についての請求を受ける場合は、工期末（第５条の規定に

より中間前金払を行う場合は、最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度

末）を保証期限とする保証事業会社の保証証書を請求書と併せて提出させるものとする。

（その他）

第１０条 　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

１ 　この要領は、平成２９年４月１日以降の入札公告又は指名通知を行ったものから実施する。